

平成30年度

医療貸付事業 融資のごあんない

地域における民間の医療施設の基盤整備を支援します！



1 医療貸付事業の概要

1 医療貸付事業の概要

2 融資の対象

病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」でご融資いたします。

また、地域包括ケアシステムの推進、地域医療構想に基づく医療機能分化・連携を進めるための施設整備や地震防災対策としての耐震化整備などへの対応、金融環境の変化や制度改正による一時的な特殊要因に対応するための運転資金など、様々なニーズに対応する融資メニューを提供し、地域における民間の医療施設の基盤整備を支援いたします。

3 直接貸付・代理貸付の範囲区分

4 融資の流れ

5 融資限度額の計算方法

6 共通の融資条件

7 病院の融資条件

8 介護老人保健施設の融資条件

9 介護医療院の融資条件

10 診療所（一般・歯科・共同利用施設）の融資条件

11 その他施設の融資条件

12 融資条件の優遇措置

13 協調融資制度

14 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧

15 受託金融機関一覧

16 団体信用生命保険特約制度

《医療施設を取り巻く環境》



支援

「小回りのきく福祉・医療支援の専門機関」として
地域における民間の医療施設の基盤整備を支援します！

特徴
①

「長期・固定・低利」の
資金を安定的に供給

特徴
②

豊富な融資実績に基づき
専門的な相談を実施

特徴
③

国の政策に応じた
優遇融資のメニューを提供

特徴
④

融資実行後における
きめ細やかなフォローアップ

概要

- 名称 独立行政法人福祉医療機構（英語表記：WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY）
- 所在地 （本 部）東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル9階）
（大阪支店）大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトッビル3階）
- 設 立 平成15年10月1日
- 根 拠 法 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）
- 主管省庁 厚生労働省

沿革



2 融資の対象

融資の対象となる施設等	融資を受けられる方
病 院 診療所 一般診療所 （健診センター、指定通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む） 歯科診療所 共同利用施設 ・医師会が開設する臨床検査センター	病院又は診療所を開設する 個人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人、日本赤十字社、学校法人（医・歯学部を置く大学を設置する学校法人）、厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからエの者
介護老人保健施設 介護医療院	介護老人保健施設又は介護医療院を開設する 個人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人、日本赤十字社、学校法人（医・歯学部を置く大学を設置する学校法人）、厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからウの者
医療従事者養成施設 助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・歯科衛生士	左記の医療従事者養成施設を開設する 医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る）、日本赤十字社（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る）、学校法人（医・歯学部を置く大学を設置する学校法人）、厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからウの者（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る）
助産所 （児童福祉法に規定する助産施設を除く）	助産所を開設する 個人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、社会福祉法人 （恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く）
指定訪問看護事業	指定訪問看護事業を実施する 医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、医師又は看護師等を会員として設立した一般社団法人、厚生労働大臣が定めた営利を目的としない法人、厚生労働大臣が定める下記 ※1 のアからウまで及びオの者

※1 厚生労働大臣が定める者

- ア：健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
- イ：農業協同組合又は農業協同組合連合会（※2）（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海連組合、内航海連組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
- ウ：宗教法人
- エ：厚生年金保険の適用事業所の事業主
- オ：一般社団法人日本海員救済会及び一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団

※2

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会を含みます。

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

3 直接貸付・代理貸付の範囲区分

融 資 対 象 施 設				直接貸付	代理貸付
病 院	1. 特定病院（※1）			○	
	2. 特殊診療機能を有する病院（新設又は増床事業に対する特例融資）（※2）				
	3. 法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院				
	4. 医師会が開設する病院				
	5. 医療施設近代化施設整備事業を行う病院				
	6. 次の都府県で開設する病院（※3） 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県				
	建築資金の 借入申込金額	3.5億円超	○		
		3.5億円以下			
	7. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する病院			○	
	8. 上記1～7以外の病院				○
介護老人保健施設	9. 全ての介護老人保健施設			○	
介護医療院	10. 全ての介護医療院			○	
診 療 所	11. 医師会が開設する共同利用施設			○	
	12. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する診療所				
	13. 上記11～12以外の診療所				○
医療従事者 養 成 施 設	14. 医師会が開設する養成施設又は単独の養成施設			○	
	15. 直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設				
	16. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する養成施設				○
	17. 上記14～16以外の養成施設				
指 定 訪 問 看 護 事 業	18. 医師会・看護協会が実施する訪問看護事業			○	
	19. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が実施する訪問看護事業				
	20. 上記18～19以外の訪問看護事業				○
助 産 所	21. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する助産所			○	
	22. 上記21以外の助産所				○
23. 病院の耐震化整備事業に係る優遇融資				○	
24. 介護老人保健施設の耐震化整備事業に係る優遇融資				○	
25. 地域医療介護総合確保基金の対象となる事業に係る優遇融資				○	
26. 介護老人保健施設の定期借地権を設定する場合の一時金に係る優遇融資				○	
27. 介護老人保健施設の都市部における借地を利用した施設整備に係る優遇融資				○	
28. 医療施設等の津波対策としての高台移転整備事業に係る優遇融資				○	
29. 介護老人保健施設の高台移転整備事業に係る優遇融資				○	
30. 消防設備の設置義務化に伴う施設整備事業に係る優遇融資				○	
31. 介護老人保健施設のスプリンクラー整備に係る優遇融資				○	
32. 国家戦略特別区域計画に基づく施設整備事業に係る優遇融資				○	
33. 医療施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資				○	
34. 介護老人保健施設における介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資				○	
35. 病院の高額医療機器に係る機械購入資金				○	
36. 病院等に係る経営安定化資金（長期運転資金）				○	
37. 持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金（長期運転資金）				○	
38. 地域医療構想支援資金（長期運転資金）				○	
39. 療養病床転換支援資金（長期運転資金）				○	
40. 災害復旧資金に係る優遇融資（※4）				○	

※1 10頁を参照してください。

※2 医療法施行規則第30条の32の2及び第30条の33に規定する病床を含む病院として都道府県が認める新設又は増床事業をいいます。

※3 建築資金の借入申込金額には、既往貸付残高を含みます。

※4 通常の災害復旧資金については、代理貸付でのお取扱いが可能となる場合もありますので、お問い合わせ下さい。

4 融資の流れ



貸付内定前に、今次計画に係る工事請負（売買）契約又は工事着工を行った場合は、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

当機構がお客さまに提供するサービスの透明性を高めるため、また、質の高い医療・介護サービスの提供を支援するために、融資相談から事業完成報告までについて、当機構において定めた「融資のポイント」に基づいて、手続きを進めさせていただきます。

なお、「**融資のポイント**」は、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp>）に掲載しております。

直接貸付のお客さま

融資相談

- 借入をご検討されている場合、まずは、お気軽に次の融資の相談窓口までお電話ください。

施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま	施設の開設地が沖縄県のお客さま
福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 TEL (03) 3438-9940	大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL (06) 6252-0219	沖縄振興開発金融公庫 TEL (098) 941-1765

- 次の書類をご準備いただきますと、より具体的な内容のご相談にも対応できます。

- ①法人の沿革 ②計画趣意書 ③計画図面（配置図・平面図） ④収支計画・償還計画
- ⑤直近2か年分の決算書・確定申告書一式（附属明細を含む。）
- ⑥既存病院を有する場合は、医療監視の際に都道府県（保健所）に提出した「第1表施設表」

※ 融資相談には時間を要することがございます。

計画初期の段階（目安として着工の6か月～1年前）からお早めにご相談ください。

借入申込み

- 事業計画や資金計画、収支返済計画等の妥当性を確認させていただいた後、借入申込書を送付いたします。

※ 借入申込書類に、都道府県知事等の証明書または意見書が必要となります。

受審査

- ご提出いただいた書類を元にご融資の可否を決定いたします。決定後、「貸付内定通知書」をご郵送いたします。

- 借入申込書が機構に到着してから貸付内定まで概ね2か月程度の期間をいただいております。

※ 貸付内定の取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

貸付契約 資金交付

- 貸付契約の締結、抵当権の設定手続きを終えた後、お客さまとご相談のうえ、送金いたします。

※ 抵当権の設定手続きや融資条件の確認の内容などにより、ご希望の時期に資金を交付できない場合があります。

事業完成 報告

- 事業が完成しましたら、「事業完成報告書」をご提出していただきます。

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

代理貸付のお客さま

4頁の「受理審査」に要する期間は、直接貸付の場合となります。代理貸付の場合は受託金融機関を介して手続きを行うため、更にお時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

● 代理貸付

代理貸付の対象となる融資のご相談とお申込みの窓口につきましては、次のとおりとなります。

《相談の窓口》

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階
福祉医療貸付部 医療審査課 TEL (03) 3438-9934

《融資の窓口》

当機構の代理店（受託金融機関）が窓口となります。（受託金融機関の詳細については、受託金融機関一覧(25頁)をご覧ください。）

● 福祉関連施設に対する融資（福祉貸付）

福祉関連施設に対する融資については、別途「平成30年度 福祉貸付事業 融資のご案内」をご用意しております。

顧客情報の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1 ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 （特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 （団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・使途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

経営サポート事業のご案内

社会福祉施設や医療関係施設は私たちが安心して健康に暮らすために必要な基盤です。当機構ではご融資を通じて得られた豊富なデータや国の政策と密接に連携している強みを生かし、社会福祉法人制度の改革や地域の医療提供体制の再編を見据えながら、法人や施設の経営基盤の強化を支援するための多様なメニューをご用意しています。詳細については当機構ホームページをご覧ください。

WAM NETのご案内

WAM NET は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取組状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

WAM NET の特徴

WAM NET では、インターネットを通じて、幅広い皆さま方に対して、福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供しています。

特徴①

福祉医療に関する
制度・施策の最新情報を提供

特徴②

福祉医療に関する
先駆的・独創的な取組を紹介

5 融資限度額の計算方法

● 新築資金・増改築資金の融資額の算定方法

所要額
(建築工事費と設計監理費)



融資率
(※)

- ・ 所要額（建築工事費と設計監理費）については、解体撤去費、造成工事費等は含めません。
 - ・ 補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ※ 融資率は、貸付対象施設や条件によって異なります。

◎ 融資額の計算例

区 分	〇〇病院の新築工事
1. 建築工事費	956,000千円
2. 対象外建築工事費（解体撤去費等）	11,500千円
3. 設計監理費	44,000千円
合計（1+2+3）	1,011,500千円

所要額
(1. 建築工事費 + 3. 設計監理費) × 融資率70%
所要額
1,000,000千円 × 融資率70% = 700,000千円
融資額
700,000千円

【新築資金と増改築資金の区分】

当機構でいう「新築資金」は医療施設等を新たに開設するにあたって建物の設置、整備に必要な資金であり、「増改築資金」は現に開設している医療施設等を建替え（取り壊し新築）たり、増改築したりする場合の建物の設置整備に必要な資金をいいます。

したがって、新たに病院や診療所等を開設するための建物の「購入」又は「賃借」に要する資金も「新築資金」として取扱います。

また、現に開設している診療所を増改築して病院とする計画は、病院の「新築資金」として取扱います。

【移転開設事業と資金の区分】

二次医療圏等の単位を離れて移転開設する場合は「新築資金」とし、同一単位地域内で移転開設する場合は、同一敷地内での建替（取り壊し新築）計画と同様、「増改築資金」として取扱います。

● 土地取得資金の融資額の算定方法

所要額
(土地の取得費と整備費)



融資率
(※)

- ・ 融資対象は、新築資金、甲種増改築資金（増床又は移転事業）、社会医療法人の乙種増改築資金（移転事業）に伴う場合です。
 - ・ 当該土地が取得済みのものであっても、借入申込年度の前年度4月1日以降に取得（所有権移転登記年月日）したものであれば融資の対象となります。なお、土地取得資金のみの融資は行いません。
 - ・ 補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ※ 融資率は、貸付対象施設や条件によって異なります。なお、建築資金の融資率が適用になります。

◎ 融資額の計算例

区 分	〇〇病院の新築工事
1. 土地取得費	150,000千円
2. 土地整備費	50,000千円
合計（1+2）	200,000千円

所要額
(1. 土地取得費 + 2. 土地整備費) × 融資率70%
所要額
200,000千円 × 融資率70% = 140,000千円
融資額
140,000千円

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

6 共通の融資条件

● 利率（最新の貸付利率は、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

- 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 新築資金及び増改築資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となります。
- 償還期間が10年を超える場合は、以下の方法のいずれかを選択していただきます。

〔完全固定金利制度〕	〔10年経過ごと金利見直し制度〕
金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定	10年経過ごとに利率を見直し (見直し時の金利は、金利見直し日の利率を新たに適用)

（注1）金銭消費貸借契約締結後に金利制度を変更することはできません。

（注2）償還期間が10年以内の場合は、償還期間に関わらず、10年の金利が適用されます。

● 償還方法

【直接貸付】

〔償還形態〕	〔元金の償還方法〕	〔利息の支払い方法〕
元金均等又は元利均等	毎月償還、3か月賦償還	元金の償還方法に準じて後払い

【代理貸付】

〔償還形態〕	〔元金の償還方法〕	〔利息の支払い方法〕
元金均等	3か月賦償還	3か月ごと（年4回の後払い）

（注1）地域医療構想支援資金以外の資金で診療報酬債権等を担保としていただく場合は、元金均等の毎月償還となります。

（注2）元利均等償還は、介護老人保健施設及び介護医療院には適用されません。

（注3）利息の支払い方法について、診療報酬債権等を担保としていただく場合は、融資月の翌月から毎月払いです。

（注4）当機構への償還方法は、機構口座へのお振り込みまたは預金口座振替（銀行自動引き落とし）のいずれかです。

● 担保

- 原則として、所有者を問わず、次に該当する物件の担保提供が必要となります。

- ① 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地（原則として、抵当権は第1順位）
- ② 上記①の敷地上に建築する（存在している）全ての建物
- ③ 上記①の敷地上に設定する（設定している）地上権

（注1）建築する建物の敷地に既に当機構以外の（根）抵当権が設定されている場合は、当該（根）抵当権を一旦抹消し、建物竣工後に再設定をお願いする場合がございます。

（注2）建物賃借に要する資金での融資は、融資金額見合いの残存評価がある不動産担保が必要となります。その際の担保順位は問いません。

（注3）病院、介護老人保健施設、診療所の経営安定化資金については、診療報酬債権等を担保（診療報酬月額等の2倍以内）としていただくことも可能です。

- 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、さらにその保険金請求権の上に質権を抵当権と同順位で設定させていただきます。

● 保証人

保証人については、次のいずれかを選択していただきます。

〔保証人不要制度〕	〔個人保証〕
保証人不要制度を利用する。	法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。

（注1）保証人不要制度とは、貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度です。上乗せ利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。（最新の上乗せ利率は当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

（注2）連帯保証人を立てる場合、借入申込者が法人である場合は、法人の役員1名以上、借入申込者が個人の場合は、本人以外で1名以上の個人保証が必要となります。

（注3）保証人不要制度で金銭消費貸借契約締結後、個人保証による契約への変更はできません。

● 大規模な施設を整備する場合の協調融資の取扱いについて

ご融資の対象となる施設の融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件につきましては、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提（注）としてのご融資となります。

（注）協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としないもの

- ① 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、整備計画の達成年限が示されている保育所及び介護施設（平成32年度まで）に係る借入申込案件の場合
- ② 緊急性が高い（セーフティネット関連貸付制度）と認められる以下の借入申込案件の場合
・ 災害復旧資金に係る融資 ・ 老朽施設の改築整備に係る融資 ・ 高台移転整備に係る融資
・ 耐震化整備に係る融資 ・ 医療貸付事業に係る経営安定化資金に係る融資
・ 福祉貸付事業に係る社会福祉法人の経営高度化に係る融資
- ③ 民間金融機関から融資を受けることが困難と認められる借入申込案件の場合

◆ 機構融資ご利用にあたっての留意点 ◆

■ 弁済補償金制度

償還期限前に任意に借入金の一部（又は全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて当機構が算出する「弁済補償金」をお支払いいただくものです。

なお、「弁済補償金制度」とは、下記の（1）と（2）を比べて、（1）＞（2）のときにその差額をお支払いいただく制度となります。

- （1）繰上償還前の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定であった元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計
- （2）繰上償還後の償還条件に基づいて当機構が将来いただく予定となる元本と利息を現在の貨幣価値に直すために割引率で割り引いた割引現在価値の合計（全額繰上償還の場合は、元金合計額として計算します。）

■ 違約金

次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

- （1）貸付金を定められた用途以外に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合
- （2）虚偽の申告若しくは報告をし、又は必要な事実の申告若しくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合又は貸付金について借入を要しないこととなった場合
- （3）貸付金をもって建設した建物若しくは購入した建物又は土地を、貸付けの対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合

■ 反社会的勢力との関係遮断について

当機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

詳細は、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp>）「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

よくあるご質問（Q&A）

【Q1】

病床や施設の不足・充足のいずれかによって融資条件が異なる場合がありますが、どのように区分されるのですか？

【A1】

① 病院・有床診療所の場合

当該施設の所在地を含む医療圏の病床数が、各都道府県の医療計画に定められた必要病床数に満たない地域は「病床不足地域（甲種）」、必要病床数を満たしている地域は「病床充足地域（乙種）」として取扱います。

※ 病床の不足・充足の状況については、各都道府県にお問い合わせください。

② 無床診療所・歯科診療所の場合

診療所を開設する市区町村における既存の診療所数が、当機構の定める基準診療所数に満たない地域は「診療所不足地域（甲種）」、基準診療所数を満たしている地域は「診療所充足地域（乙種）」として取扱います。

※ 診療所数の不足・充足の状況については、当機構ホームページ（<http://www.wam.go.jp/hp>）でご確認いただけます。

③ 助産所の場合

助産所の開設地が不足地域であるかどうかは、福祉医療貸付部 医療審査課（（03）3438-9934）までお問い合わせください。

【Q2】

病院を建築し、医療法人に賃借する場合、その建築資金は融資対象になりますか？

【A2】

融資対象外となります。病院に関わらず、「借入申込者＝開設者＝融資対象物件の所有者」であることが融資の原則となります。

【Q3】

既存施設を取り壊す際の「解体撤去費用」は融資対象になりますか？

【A3】

医療貸付事業資金においては、「解体撤去費用」は融資対象外となります。

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

7 病院の融資条件

資金種類		融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金		病床不足地域における新設の場合	建築または購入	《耐火》 20年超30年以内 (3年以内)	1. 限度額 建築資金 7億2千万円 次の①～④については、融資限度額の加算対象となります。 ①保育施設 …………… 1,500万円加算 ②在宅介護支援センター …… 2,000万円加算 ③看護師宿舎 …………… 6,000万円加算 ④医療施設近代化施設整備事業のうち電子カルテ等医療情報支援システムを整備する病院 …………… 8,000万円加算 特定病院については10頁参照 500床以上の病院については11頁参照 耐震化整備事業については12頁参照 2. 所要額の70%以内 乙種増改築資金は所要額の60%以内 次の①～③については、融資率90%以内となります。 ①一般病床のみを有する病院のうち病床数200床未満の病院に対する建築資金(ただし、乙種増改築資金については、機構の資金のほかに借入が困難な場合に限り。) ②臨床研修指定病院の建築資金 ③社会医療法人の建築資金 3. 土地取得資金 3億円 次の①～③については、土地取得資金も融資の対象となります。 ①新築資金 ②甲種増改築資金(増床又は移転事業の場合) ③社会医療法人の乙種増改築資金(移転事業の場合)
				《耐火・その他》 20年以内 (2年以内)	
		特殊診療機能病院等地域の实情により特に必要と認められる新設の場合	賃借 敷金・保証金等	15年以内 (1年以内)	
				5年以内 (6か月以内)	
増改築資金	甲種	病床不足地域における増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20年超30年以内 (3年以内)	1. 限度額 7億2千万円 2. 購入価格の80%以内 (1品の価格が5,000万円以上) 限度額 1億円
				《耐火》 20年以内 (2年以内)	
		増床を伴う特殊診療機能病院等の増改築の場合	賃借 敷金・保証金等	《その他》 15年以内 (2年以内)	
				15年以内 (1年以内)	
	乙種	病床充足地域における増改築の場合	建築または購入	5年以内 (6か月以内)	
				《耐火》 20年超30年以内 (3年以内)	
			賃借 敷金・保証金等	《耐火》 20年以内 (2年以内)	
				《その他》 15年以内 (2年以内)	
機械購入資金		先進医療等に使用する高額な医療機器 (20頁参照)		5年以内 (6か月以内)	1. 限度額 7億2千万円 2. 購入価格の80%以内 (1品の価格が5,000万円以上)
				《先進医療の場合》 10年以内 (6か月以内)	
長期運転資金		新型インフルエンザなどの発生による施設機能のマヒに対する運転資金		5年以内 (1年以内)	限度額 1億円
		経営安定化資金 (20頁参照)		《特に必要と認められる場合》 7年以内 (1年以内)	

(注) 災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。(21 頁参照)

利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

● 特定病院

- ① 法人の開設する病院であって、次に掲げる病院
- ア. 地域医療支援病院
 - イ. 医育機関付属の病院（大学病院）
 - ウ. 臨床研修指定病院
 - エ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で精神病床200床以上の病院
 - オ. 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院
 - カ. 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等（下記参照）を担う病院のうち病床数100床以上の病院
- ② 療養病床を有する病院
- ※ 上記①、②の条件に該当するかについては、申込みいただいた施設整備計画の内容により判断いたします。

◆ 特定病院についての融資条件

	新築・増改築資金
融資限度額	原則として12億円 ただし、法人の収益性等一定基準を満たしている場合は、12億円を超えての融資が可能です。

「急性期及び専門診療等」とは、平成29年7月31日付医政地発第0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」に定める機能のうち、下記のものをいいます。

がん	● がん診療機能【治療】
脳卒中	● 救急医療の機能【急性期】
心筋梗塞等の 心血管疾患	● 救急医療の機能【急性期】
糖尿病	● 血糖コントロール不可例の治療を行う機能【専門治療】
精神疾患	● 精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能【精神科救急・身体合併症・専門医療】 ● 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能【認知症】
救急医療	● 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】 ● 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】
災害医療	● 災害拠点病院としての機能【災害拠点病院】 ● DMAT等医療従事者を派遣する機能【災害急性期の応援派遣】
へき地医療	● へき地の診療を支援する医療の機能【へき地診療の支援医療】
周産期医療	● 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能【地域周産期母子医療センター】 ● 母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能【総合周産期母子医療センター】
小児医療	● 小児専門医療を担う機能【小児専門医療】 ● 入院を要する救急医療を担う機能【入院小児医療】 ● 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】 ● 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

● 500床以上の病院

改正医療法（平成18年法律第84号）に定められた都道府県の医療計画に基づき、500床以上の病院に対する融資は、5疾病5事業等に係る医療連携体制施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（医療連携体制）に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する当該部門の整備に限定します。

● 融資対象事業

(1) 医療法第30条の4第2項第4号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28）で定める疾病

1. がん
2. 脳卒中
3. 急性心筋梗塞
4. 糖尿病
5. 精神疾患

(2) 医療法第30条の4第2項第5号イ～ホに規定する事業

1. 救急医療
2. 災害時における医療
3. へき地の医療
4. 周産期医療
5. 小児医療（小児救急医療を含む）

(3) 医療法第30条の4第2項第5号へに規定する事業

都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

① 融資対象部門

(1) 病棟部門

1. 該当事業の病棟の延床面積（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、小児医療、周産期医療（NICU含む））
2. 病棟全体の延床面積（救急医療（救命救急センター）、災害医療（災害拠点病院）、へき地医療（へき地医療拠点病院））
3. その他該当病棟の延床面積（5疾病5事業以外で、都道府県知事が特に必要と認める医療）

(2) 診療部門

② 融資対象外部部門

管理部門

※ 融資対象事業や融資対象部門の詳細については、当機構までお問い合わせください。

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

● 耐震化整備事業

近年、大規模な地震が相次いでいますが、地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、患者さまや職員の皆さまの安全を確保して、被災された方々に適切な医療を提供していく観点から、耐震化整備は重要な課題です。

現在、当機構では民間病院支援のため、未耐震の病院に対して、下記の優遇融資を実施しています。

なお、「医療提供体制施設整備交付金」に基づき国等から補助を受けた耐震化事業については、当初5年間更なる利率の優遇が適用されます。

融資率の引き上げ

貸付利率の引き下げ

区 分	優 遇 内 容	
融資対象	下記の（１）又は（２）を満たす耐震化整備事業（建替え又は耐震改修）を行う病院 （１）未耐震と証明された建物（昭和56年5月31日以前に建築確認申請された建物（注1）、国土交通省告示第184号等に基づく耐震診断法による未耐震の証明） （２）耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物	
利 率	【医療提供体制施設整備交付金の対象事業でない場合】 基準金利同率 【医療提供体制施設整備交付金の対象事業である場合】 （当初5年間）基準金利▲0.5%（6年目以降）基準金利同率	
融 資 率	建築	所要額の95% （ただし、所要額から補助金等を差し引いた額に95%を乗じた額となります。）
	土地	所要額の95% （ただし、増床又は移転事業の場合。また、病床充足地域における土地取得資金は30億円以内でかつ年間償還額が耐震化整備による増収効果額の範囲内であることが必要です。）

（注1）下記の書類等により確認いたします。

- ① 建築確認申請書（受付受領印が押印されているもの）
- ② 確認済証・検査済証
- ③ 登記簿謄本
- ④ 固定資産税名寄帳兼課税台帳
- ⑤ 工事請負契約書
- ⑥ その他、昭和56年5月31日以前に建築確認申請されたことを確認できる資料

（注2）融資限度額に上限設定はありませんが、担保評価額の範囲内等の条件があります。

1
医療貸付
事業の概要2
融資の対象3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分4
融資の流れ5
融資限度額の
計算方法6
共通の
融資条件7
病院の
融資条件8
介護老人
保健施設の
融資条件9
介護医療院の
融資条件10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件11
その他施設の
融資条件12
融資条件の
優遇措置13
協調融資制度14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧15
受託金融機関
一覧16
団体信用生命
保険特約制度

8 介護老人保健施設の融資条件

資金種類	融資を受けられる場合			償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	新設の場合	建築または購入		《耐火》 20年超 30年以内 (3年以内)	1. 限度額 建築資金 7億2千万円 次の①～⑤については、 融資限度額の加算対象となります。 ①保育施設…………… 1,500万円加算 ②認知症専門棟…………… 8,000万円加算 ③都市型…………… 1億円加算 ④通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション 訪問看護、短期入所療養介護の中から、複合的に 在宅支援を行うためのサービスを 提供する場合…………… 1億円加算 ⑤看取りを行う場合…………… 1億円加算
				《耐火・その他》 20年以内 (2年以内)	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内 (1年以内)	
			権利金	5年以内 (6か月以内)	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入		《耐火》 20年超 30年以内 (3年以内)	2. 所要額の70%以内 次の①～③については、 融資率の引き上げ対象となります。 ①老朽施設の改築整備に係る資金については、 融資率を90%以内とします。 ②在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設の基 本施設サービス費を取得する施設又は在宅復帰・ 在宅療養支援機能加算を取得する施設の建築資金 については、融資率を85%以内とします。 ③療養病床の介護老人保健施設への転換にかかる 資金については、融資率を90%以内とします。
				《耐火》 20年以内 (2年以内)	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内 (1年以内)	
			権利金	5年以内 (6か月以内)	
機械購入資金	新設（新築資金）に伴い必要な場合 (注2)			5年以内 (6か月以内)	1. 限度額 5,000万円 2. 購入価格の75%以内 (1品の価格が20万円以上)
長期運転資金	新設（新築資金）に伴い必要な場合			1年以上 3年以内 (6か月以内)	1. 限度額 1,000万円 2. 所要資金の70%以内
	新型インフルエンザなどの発生による施設機能の マヒに対する運転資金			5年以内 (1年以内)	限度額 1億円
	経営安定化資金 (20頁参照)			《特に必要と認め られる場合》 7年以内 (1年以内)	

(注1) 平成37年度までの間、地域医療介護総合確保基金等における「定期借地権利用による整備促進事業」の対象となる「一時金」を含みます。

(注2) 介護ロボット・ICTの導入に係る資金については、20頁を参照ください。

(注3) 災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。(21頁参照)

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

9 介護医療院の融資条件

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の 1、 2 のいずれか低い額となります。)
新築資金	新設の場合	建築または購入	《耐火》 20 年超 30 年以内 (3 年以内)	1. 限度額 建築資金 12 億円
			《耐火・その他》 20 年以内 (2 年以内)	
		賃借	敷金・保証金等 15 年以内 (1 年以内)	
			権利金 5 年以内 (6 か月以内)	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	《耐火》 20 年超 30 年以内 (3 年以内)	2. 所要額の 90%以内 3. 土地取得資金 3 億円 新築資金及び増改築資金（入所定員の増員又は移転事業の場合）については、土地取得資金も融資の対象となります。
			《耐火》 20 年以内 (2 年以内)	
			《その他》 15 年以内 (2 年以内)	
			賃借	
		敷金・保証金等 15 年以内 (1 年以内)		
			権利金 5 年以内 (6 か月以内)	
機械購入資金	新設（新築資金）に伴い必要な場合	5 年以内 (6 か月以内)		1. 限度額 5,000 万円 2. 購入価格の 90%以内 (1 品の価格が 20 万円以上)
長期運転資金	新設（新築資金）に伴い必要な場合		1 年以上 3 年以内 (6 か月以内)	1. 限度額 1,000 万円 2. 所要資金の 90%以内

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

- 1 医療貸付事業の概要
- 2 融資の対象
- 3 直接貸付・代理貸付の範囲区分
- 4 融資の流れ
- 5 融資限度額の計算方法
- 6 共通の融資条件
- 7 病院の融資条件
- 8 介護老人保健施設の融資条件
- 9 介護医療院の融資条件
- 10 診療所（一般・歯科・共同利用施設）の融資条件
- 11 その他施設の融資条件
- 12 融資条件の優遇措置
- 13 協調融資制度
- 14 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
- 15 受託金融機関一覧
- 16 団体信用生命保険特約制度

10 診療所（一般・歯科・共同利用施設）の融資条件

資金種類		融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金		〈有床診療所〉 病床不足地域における 新設の場合	建築または購入	〈耐火〉 20年以内 (2年以内)	1. 限度額 建築資金 5億円 ・有床診療所 ・無床診療所のうち共同利用施設、 健診センター及び指定通所リハを 有するもの
		〈無床・歯科診療所〉 診療所不足地域における 新設の場合		〈その他〉 15年以内 (2年以内)	
		地域の実情により 特に必要と認められる 新設の場合	賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)	
増改築資金	甲種	〈有床診療所〉 病床不足地域における 増改築の場合	建築または購入	〈耐火〉 20年以内 (1年以内)	建築資金 3億円 ・無床診療所 ・歯科診療所
				〈その他〉 15年以内 (1年以内)	
		〈無床・歯科診療所〉 診療所不足地域における 増改築の場合	賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)	
				権利金 5年以内 (6か月以内)	
	乙種	〈有床診療所〉 病床充足地域における 増改築の場合	建築または購入	〈耐火〉 20年以内 (1年以内)	2. 所要額の70%以内 3. 土地取得資金 3億円 新築資金及び甲種増改築資金（増床又は 移転事業の場合）については、土地取得 資金も融資の対象となります。
				〈その他〉 15年以内 (1年以内)	
		〈無床・歯科診療所〉 診療所充足地域における 増改築の場合	賃借	敷金・保証金等 15年以内 (1年以内)	
				権利金 5年以内 (6か月以内)	
機械購入資金		新設（新築資金）に伴い必要な場合		5年以内 (6か月以内)	1. 限度額 2,500万円 ただし、 救急診療所 ……3,000万円 健診センター ……4,500万円 共同利用施設 ……6,000万円（注1） 2. 購入価格の80%以内 （1品の価格が10万円以上）
長期運転資金		新設（新築資金）に伴い必要な場合		1年以上3年以内 (6か月以内)	1. 限度額 300万円 2. 所要資金の80%以内 限度額 4,000万円
		新型インフルエンザなどの発生による施設機能の マヒに対する運転資金		5年以内 (1年以内)	
		経営安定化資金 (20頁参照)		〈特に必要と認め られる場合〉 7年以内 (1年以内)	

（注1）医師会の開設する共同利用施設が下記特定機械を購入する場合は限度額を7,500万円、償還期間（うち据置期間）を8年以内（1年以内）とします。

・核磁気共鳴断層撮影装置 ・電子カルテ等診療情報提供システム

（注2）災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。（21頁参照）

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
 最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

11 その他施設の融資条件

● 医療従事者養成施設

資金種類	融資を受けられる場合			償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	新設の場合	建築または購入		《耐火》 20年以内（2年以内） 《その他》 15年以内（2年以内）	1. 限度額 5億円 2. 所要額の70%以内（注1）
		賃借	敷金・保証金等	15年以内（1年以内）	
			権利金	5年以内（6か月以内）	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入		《耐火》 20年以内（1年以内） 《その他》 15年以内（1年以内）	
		賃借	敷金・保証金等	15年以内（1年以内）	
			権利金	5年以内（6か月以内）	
機械購入資金	新設（新築資金）に伴い必要な場合			5年以内 (6か月以内)	1. 限度額 ①看護師、准看護師、理学療法士、 臨床工学技士、義肢装具士、 救急救命士…………… 1,200万円 ②作業療法士、歯科衛生士…………… 600万円 ③助産師…………… 150万円 2. 購入価格の70%以内（注1） (1品の価格が10万円以上)
運転長期資金	新設（新築資金）に伴い必要な場合			1年以上3年以内 (6か月以内)	1. 限度額 120万円 2. 所要資金の70%以内（注1）

（注1）看護師及び准看護師養成施設については融資率80%以内とします。

（注2）災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。（21頁参照）

● 助産所

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)
新築資金	不足地域における新設の場合 〔不足地域であるかどうかは、当機構までお問い合わせください。〕	建築または購入	《耐火》 15年以内（2年以内） 《その他》 10年以内（2年以内）	1. 限度額 1億円 2. 所要額の60%以内
		賃借	敷金・保証金等	
			権利金	
増改築資金	増改築の場合	建築または購入	《耐火》 15年以内（1年以内） 《その他》 10年以内（1年以内）	
		賃借	敷金・保証金等	
			権利金	

（注）災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。（21頁参照）

● 指定訪問看護事業

資金種類	融資を受けられる場合		償還期間 (うち据置期間)	融資額 (次の1、2のいずれか低い額となります。)	
係る指定・設置・整備資金	事業の開設等(新設及び増改築、機械購入資金を含む)に必要な場合	建築または購入 機械購入	7 年以内 (1 年以内)	1. 限度額 500 万円 2. 所要額の 80%以内 (機械購入については、1 品の価格が 10 万円以上)	
		賃借			敷金・保証金等
					権利金
運転資金 長期	新設に伴い必要な場合 看護師その他従事者の増員に伴い必要な場合		1 年以上 3 年以内 (6 か月以内)	1. 限度額 500 万円 2. 所要資金の 80%以内	

（注）災害復旧資金については、当機構までお問い合わせください。（21頁参照）

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。
最新の金利情報については当機構のホームページをご覧ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

12 融資条件の優遇措置

【設置・整備資金関連】

● 介護老人保健施設の耐震化整備事業に係る優遇融資

介護老人保健施設の耐震化整備事業について、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」等の対象事業となる場合は、下記の優遇融資を実施します。（優遇融資の取扱期間は、平成31年3月31日まで）

区 分		優 遇 内 容
融資対象		「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」（ハード交付金）等の対象となる耐震化整備
利 率		（当初5年間）基準金利▲0.5%（6年目以降）通常の利率
融 資 率	建築	所要額の90% （ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）
	土地	所要額の90% （ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 地域医療介護総合確保基金の対象となる事業に係る優遇融資

地域医療介護総合確保基金の対象となる事業について、下記の優遇融資を実施します。
（優遇融資の取扱期間は、平成38年3月31日まで）

区 分		優 遇 内 容
融資対象		「地域医療介護総合確保基金」の対象となる事業
利 率		病院・診療所：基準金利同率
融 資 率		所要額の90% （ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 介護老人保健施設の定期借地権を設定する場合の一時金に係る優遇融資

都市部における民有地等の借地を利用する介護老人保健施設の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者に対する一時金について、地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて整備を行う場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、下記の優遇融資を実施します。（融資率の引き上げの取扱期間は、平成38年3月31日まで、貸付利率の引き下げの取扱期間は、平成33年3月31日まで）

区 分		優 遇 内 容
融資対象		「地域医療介護総合確保基金」や都道府県からの補助の対象となる都市部の民有地等の借地を利用して施設整備する際の定期借地権を設定する場合の一時金に対する資金
対象地域		次に定める地域が対象となります。 （利率に関する優遇）東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県 （融資率に関する優遇）全国（沖縄県を除く。）
利 率		（当初10年間）基準金利▲0.5%（11年目以降）通常の利率
融 資 率		所要額（土地に定期借地権を設定する場合の一時金）の90% （ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 介護老人保健施設の都市部における借地を利用した施設整備に係る優遇融資

都市部における介護老人保健施設の整備を促進する観点から、民有地等の借地を利用した施設整備に対して、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	都市部の借地を利用して施設整備する場合の建築資金 ※ 国有地及び公有地のほか、民有地の借地も含みます。 ※ 建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限りです。
対象地域	次に定める地域が対象となります。 ① 首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 ② 福岡県 ③ 全国の政令指定都市及び中核市（沖縄県を除く。）
融 資 率	所要額の90% (ただし、補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。)

● 医療施設等の津波対策としての高台移転整備事業に係る優遇融資

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される医療施設等の高台移転整備事業について、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「医療提供体制施設整備交付金」及び「医療施設等施設整備費補助金」の対象となる高台移転整備
利 率	(当初5年間) 7.2億円以内：無利子 7.2億円超：基準金利▲0.9% (6～7年目) 基準金利▲0.9% (8年目以降) 基準金利同率
融 資 率	建築 所要額の95% (ただし、所要額から補助金等を差し引いた額に95%を乗じた額となります。)
	土地 所要額の95% (ただし、所要額から補助金等を差し引いた額に95%を乗じた額となります。)

● 介護老人保健施設の高台移転整備事業に係る優遇融資

「地域介護・福祉空間整備費等施設整備交付金」等に基づき実施される介護老人保健施設の高台移転整備事業について、下記の優遇融資を実施します。(優遇融資の取扱期間は、平成31年3月31日まで)

区 分	優 遇 内 容
融資対象	「地域医療介護総合確保基金」及び「地域介護・福祉空間整備費等施設整備交付金」又は市町村交付金事業等の対象となる高台移転整備
利 率	(当初5年間) 7.2億円以内：無利子 7.2億円超：基準金利▲0.9% (6～7年目) 基準金利▲0.9% (8年目以降) 基準金利同率
融 資 率	建築 所要額の95% (ただし、所要額から補助金等を差し引いた額に95%を乗じた額となります。)
	土地 所要額の95% (ただし、所要額から補助金等を差し引いた額に95%を乗じた額となります。)

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所(一般・歯科・
共同利用施設)の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

● 消防設備の設置義務化に伴う施設整備事業に係る優遇融資

病院及び有床診療所については、原則として消防設備の設置が義務付けられたことから、設置基準に沿った施設整備に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	消防設備の設置義務化に伴う施設整備を行う病院及び診療所 （消防設備とは、スプリンクラー・自動火災報知器・火災通報装置が該当します。）
利 率	（当初5年間）基準金利▲0.5% （6年目以降）基準金利同率
融 資 率	所要額（消防設備設置整備部分）の90% （ただし、補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 介護老人保健施設のスプリンクラー整備に係る優遇融資

介護老人保健施設のスプリンクラー整備に対し、下記の優遇融資を実施します。
（優遇融資の取扱期間は、平成31年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象	スプリンクラーの設置整備を行う介護老人保健施設
利 率	（当初5年間）基準金利▲0.5% （6年目以降）通常の利率
融 資 率	所要額（スプリンクラー設置整備部分）の90% （ただし、補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 国家戦略特別区域計画に基づく施設整備事業に係る優遇融資

国家戦略特別区域計画に基づく施設整備に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	国家戦略特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のうち、当該計画の対象となる病院・診療所・介護老人保健施設・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業
利 率	基準金利同率
融 資 率	所要額の90% （ただし、補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 医療施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資

医療施設の自家発電設備の導入工事にに対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	病院・介護老人保健施設・診療所であって、災害時等の非常用電源として、自家発電設備等の導入を図るための建築資金及び自家発電設備所要額
融資限度額	病院・介護老人保健施設：7.2億円＋自家発電設備所要額 診療所：5億円＋自家発電設備所要額
融 資 率	【本体建設費】 病院・診療所：所要額の85% 介護老人保健施設：所要額の80% 【自家発電設備】 設備費用の95% （ただし、補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。）

● 介護老人保健施設における介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資

「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、介護ロボットの活用を進め、介護人材の負担軽減を推進するとともに、ICTの活用等により業務プロセスを改善して介護事業の生産性の向上を図ることが掲げられており、実用化するためには、機器の購入やシステム設置が必要となります。

これらの設置・整備に対する融資は、不動産担保の確保が難しく、通常の無担保貸付制度の限度額までの融資では十分でないことから、無担保貸付制度の融資限度額を拡充する優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	介護ロボット・ICTの導入を行う介護老人保健施設 ※ 「介護ロボットの導入」「ICTの導入」をする事業が対象となります。 ※ 貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を通常の貸付利率に上乗せします。
無担保貸付限度額	3,000万円

● 病院の高額医療機器に係る機械購入資金

病院の高額医療機器の購入に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象	民間金融機関が融資しない高額な医療機器（1品あたりの購入価格が5,000万円以上）
融資限度額	7.2億円
融 資 率	購入価格の80%
償還期間 (据置期間)	高額な医療機器：5年以内（6か月以内） 先進医療に使用する機器：10年以内（6か月以内）

【長期運転資金関連】

● 病院等に係る経営安定化資金（長期運転資金）

病院等の経営が一時的な特殊要因等によって資金不足となった際、経営改善のために必要な資金について、下記の融資を実施します。

区 分	優 遇 内 容
融資対象 (資金使途)	病院・診療所・介護老人保健施設の経営が、一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び経営改善のために必要な資金（肩代わり資金） ※ 原則として、機構の経営診断を受けていただきます。
融資限度額	病院・介護老人保健施設：1億円 診療所：4,000万円
償還期間 (据置期間)	5年以内（1年以内） 特に必要と認められる場合は7年以内（1年以内）

● 持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金（長期運転資金）

病院等を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行する際に必要な資金について、下記の融資を実施します。
(優遇融資の取扱期間は、平成33年3月31日まで)

区 分	優 遇 内 容
融資対象 (資金使途)	病院・診療所・介護老人保健施設を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行するために必要な資金
融資限度額	2.5億円
償還期間 (据置期間)	8年以内（1年以内）

1
医療貸付
事業の概要2
融資の対象3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分4
融資の流れ5
融資限度額の
計算方法6
共通の
融資条件7
病院の
融資条件8
介護老人
保健施設の
融資条件9
介護医療院の
融資条件10
診療所(一般・歯科・
共同利用施設)の
融資条件11
その他施設の
融資条件12
融資条件の
優遇措置13
協調融資制度14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧15
受託金融機関
一覧16
団体信用生命
保険特約制度

1	医療貸付事業の概要
2	融資の対象
3	直接貸付・代理貸付の範囲区分
4	融資の流れ
5	融資限度額の計算方法
6	共通の融資条件
7	病院の融資条件
8	介護老人保健施設の融資条件
9	介護医療院の融資条件
10	診療所（一般・歯科・共同利用施設）の融資条件
11	その他施設の融資条件
12	融資条件の優遇措置
13	協調融資制度
14	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
15	受託金融機関一覧
16	団体信用生命保険特約制度

● 地域医療構想支援資金（長期運転資金）

地域医療構想の達成に向けた取組を実施する医療施設に対し、下記の融資を実施します。
（優遇融資の取扱期間は、平成38年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象 （資金使途）	地域医療構想の達成に向けた取組を実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院・診療所であって、資金繰りの負担や収益構造の変化に適切に対応し、引き続き安定的な事業運営を行うために必要な長期運転資金
利 率	長期運転資金の基準金利+0.8%
融資限度額	病院：5億円 診療所：3億円
償還方法	元金均等・元利均等
償還期間 （据置期間）	10年以内（4年以内） ※ ただし、据置期間は償還期間の1/2未満とし、次のとおりとします。 8年超10年以内 ⇒（4年以内） 6年超8年以内 ⇒（3年以内） 4年超6年以内 ⇒（2年以内） 4年以内 ⇒（1年以内）

● 療養病床転換支援資金（長期運転資金）

療養病床を有する病院又は診療所の当該療養病床を都道府県の地域ケア体制整備構想に沿って病床転換する際に必要な資金について、下記の融資を実施します。（優遇融資の取扱期間は、平成36年3月31日まで）

区 分	優 遇 内 容
融資対象 （資金使途）	現に療養病床を有する病院又は診療所であって、都道府県の地域ケア体制整備構想に沿って、次に掲げる施設に転換するものであって、療養病床整備時に民間金融機関から借入れている債務の償還負担軽減又は転換計画遂行のために一時的に必要な運転資金 ① 介護老人保健施設 ② 特別養護老人ホーム ③ 軽費老人ホーム（ケアハウス） ④ 認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設 ⑤ 生活支援ハウス ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設 ⑦ 特定有料老人ホーム ⑧ 有料老人ホーム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づくものに限る） ⑨ 一般有料老人ホーム ⑩ 介護医療院 ※ ご利用に際しては、療養病床転換計画書及び転換計画が地域ケア体制整備構想に合致している旨の都道府県知事の証明書が必要です。 ※ 都道府県の地域ケア体制整備構想に沿って転換する場合は、当機構の既往貸付金についても、償還期間を延長する支援策がありますので、別途お問い合わせください。
利 率	基準金利同率
融資限度額	原則4.8億円、特に必要と認められる場合は7.2億円
償還期間 （据置期間）	原則10年以内（1年以内）、特に必要と認められる場合は20年以内（1年以内）

【災害関連】

● 災害復旧資金に係る優遇融資

災害により被災された医療施設等の復旧を支援するため、災害救助法の適用地域（激甚災害指定を含む。）において被災された医療施設等に対して優遇融資を実施しています。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震等による災害に対しては、通常の災害復旧資金とは別に優遇融資を実施しています。

詳細につきましては、下記の融資相談窓口までお問い合わせください。

新規のご融資についてのご相談

- ◎施設開設地が東日本のお客さま
福祉医療貸付部 医療審査課 TEL（03）3438-9940
- ◎施設開設地が西日本のお客さま
大阪支店 医療審査課 TEL（06）6252-0219

既往のご融資（返済条件の緩和）についてのご相談

- 顧客業務部「ご返済相談窓口」 TEL（03）3438-9936

● 地域医療構想達成を推進するための優遇融資（再掲）

医療介護総合確保推進法により、都道府県において「地域医療構想」が策定されました。今後、地域医療構想を踏まえ、更なる機能分化の推進が求められることから、当機構では地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っているよう、建築資金及び長期運転資金に関する優遇融資を実施しています。

（建築資金）

区 分		地 域 医 療 構 想 対 象 事 業		
		優 遇 内 容		
		基金対象事業 (17頁参照)	基金対象外事業	
			甲種	乙種
利 率		基準金利同率	基準金利同率	
融資率	建築	90%	70%	60%
	土地	90%	70%	融資対象外
限度額	建築	所要額の90%	7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば12億円超も可能	
	土地	所要額の90%	3億円	融資対象外

（長期運転資金）

区 分		地 域 医 療 構 想 支 援 資 金 (21頁参照)
		優 遇 内 容
利 率		長期運転資金の基準金利 + 0.8%
限度額		(病院) 5 億円 (診療所) 3 億円
償還期間 (据置期間)		10年以内 (4年以内)
償還方法		元金均等・元利均等
取扱期間		平成38年3月31日まで

1
医療貸付
事業の概要2
融資の対象3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分4
融資の流れ5
融資限度額の
計算方法6
共通の
融資条件7
病院の
融資条件8
介護老人
保健施設の
融資条件9
介護医療院の
融資条件10
診療所(一般・歯科・
共同利用施設)の
融資条件11
その他施設の
融資条件12
融資条件の
優遇措置13
協調融資制度14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧15
受託金融機関
一覧16
団体信用生命
保険特約制度

13 協調融資制度

● 民間金融機関との協調融資制度の概要

平成27年度から医療法人等が施設整備をする場合に資金調達をより円滑に行えるようにするため、医療貸付においても民間金融機関と連携して融資を行う「協調融資制度」を導入いたしました。

民間金融機関からの資金調達が必要な場合は当該制度をご活用ください。

1 目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と民間金融機関が「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結することで、社会福祉法人及び医療法人等（以下「借入希望者」という。）が社会福祉事業施設や医療関係施設に関する事業を計画する際に、民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人等が行う社会福祉事業施設や医療法人等が行う医療関係施設の事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

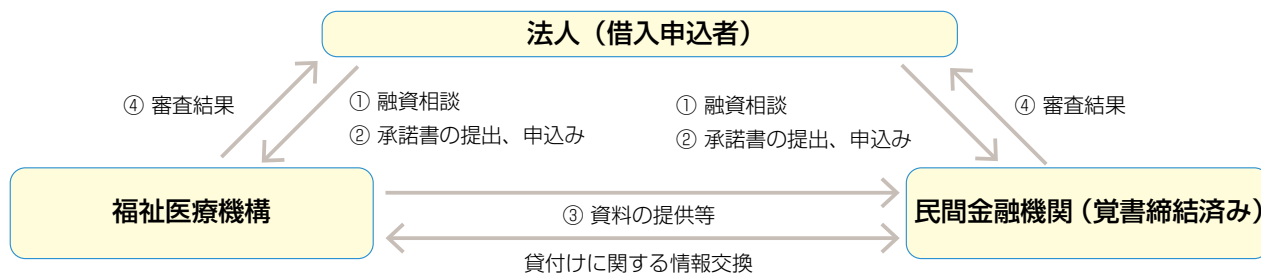
3 協調融資制度の対象となる事業

借入希望者が行う、福祉貸付及び医療貸付の対象となる事業を対象とします。

4 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、借入希望者からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 借入希望者が社会福祉法人であり、福祉貸付を利用した社会福祉事業施設の整備事業の場合、整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5 手続きの流れ



- ※ 1 機構と民間金融機関が、「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結していることが前提となります。
- ※ 2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。
- ※ 3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

<参考> 社会福祉法人定款例

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

■ 本件に係るお問い合わせ

(制度の仕組み)	(個別の相談)	
	施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま
福祉医療貸付部 事業統括課 TEL(03)3438-9291	福祉医療貸付部 医療審査課 TEL(03)3438-9940	大阪支店 医療審査課 TEL(06)6252-0219

14 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧

都道府県名	金融機関名（順不同）								
都市銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行				
	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	旭川信用金庫	北海道信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫	
北海道	北門信用金庫	道南うみ街信用金庫	留萌信用金庫	苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	北海道労働金庫	大地みらい信用金庫	伊達信用金庫	
	釧路信用組合	北見信用金庫	北星信用金庫	木野農業協同組合					
青森県	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫						
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫	
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫	石巻商工信用組合	古川信用組合		
秋田県	秋田銀行	北都銀行							
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫	米沢信用金庫			
							ふくしま未来農業協同組合	ひまわり信用金庫	
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫	須賀川信用金庫			
	会津信用金庫	いわき信用組合	会津商工信用組合						
茨城県	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫	筑波銀行			
栃木県	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫	大田原信用金庫	烏山信用金庫	鹿沼相互信用金庫	
群馬県	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫	利根郡都信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫	
	群馬県信用組合								
埼玉県	埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫				
千葉県	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫	
	東京ベイ信用金庫	銚子信用金庫							
東京都	東京都民銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	八千代銀行	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合	
	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行	東京東信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫	世田谷信用金庫	
	巣鴨信用金庫	七島信用組合	足立成和信用金庫	朝日信用金庫	あおぞら銀行	大東京信用組合	昭和信用金庫	東栄信用金庫	
	信金中央金庫	商工組合中央金庫							
神奈川県	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合	川崎信用金庫	平塚信用金庫	かながわ信用金庫	
	神奈川医師信用組合	中栄信用金庫	相愛信用組合						
新潟県	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫	
	長岡信用金庫								
富山県	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	水見伏木信用金庫	砺波信用金庫	
石川県	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	石川県信用農業協同組合連合会	石川県医師信用組合	鶴来信用金庫		
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	越前信用金庫				
山梨県	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合	都留信用組合	フルーツ山梨農業協同組合		
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫	松本信用金庫	長野県信用組合	諏訪信用金庫	
	上田信用金庫								
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	飛騨信用組合	
静岡県	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫	磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫	
	浜松信用金庫	富士宮信用金庫	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫	静岡県医師信用組合	
	静岡県信用農業協同組合連合会	富士信用金庫	御殿場農業協同組合	とびあ浜松農業協同組合					
愛知県	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫	
	中京銀行	いちい信用金庫	名古屋銀行	海部東農協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫	瀬戸信用金庫	
	中日信用金庫	半田信用金庫	愛知県信用農業協同組合連合会	尾西信用金庫					
三重県	三重銀行	百五銀行	第三銀行	三重信用金庫	桑名信用金庫	北伊勢上野信用金庫			
滋賀県	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	甲賀農業協同組合	滋賀県信用組合			
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都北部信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会				
大阪府	近畿大阪銀行	大阪シティ信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫	北おおさか信用金庫	関西アーバン銀行	大阪商工信用金庫	
	枚方信用金庫	大正銀行	大阪南農協同組合	近畿産業信用組合	北河内農業協同組合				
兵庫県	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫	
	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合	但馬信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	兵庫県信用農業協同組合連合会		
奈良県	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合				
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫							
鳥取県	鳥取銀行	米子信用金庫							
島根県	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	島根県農業協同組合	島根銀行					
岡山県	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫	
	日生信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫						
広島県	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫	信用組合広島商銀	呉信用金庫		
山口県	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫	西中国信用金庫					
徳島県	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫						
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫					
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫						
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫						
福岡県	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	速賀信用金庫	北九州銀行	筑後信用金庫	九州労働金庫	
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫						
長崎県	十八銀行	親和銀行	たちばな信用金庫						
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫				
大分県	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	べっぴん日出農業協同組合	大分信用金庫			
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行							
鹿児島県	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合	
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行						
合計	362 機関								

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

15 受託金融機関一覧

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

都道府県名	金融機関名（順不同）							
都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	北空知信用金庫
	日高信用金庫	渡島信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫	釧路信用金庫
	大地みらい信用金庫	北見信用金庫	網走信用金庫	遠軽信用金庫	道南うみ街信用金庫			
青森県	青森銀行	みちのく銀行	東奥信用金庫	青い森信用金庫				
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	花巻信用金庫	岩手県医師信用組合
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	宮城第一信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫		
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫					
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	山形県医師信用組合	
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	郡山信用金庫	白河信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫
	二本松信用金庫	福島信用金庫						
茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合				
栃木県	足利銀行	栃木銀行	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	大田原信用金庫			
群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫
	しのめ信用金庫	群馬県医師信用組合						
埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合		
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫
	君津信用組合							
東京都	東京都民銀行	みずほ信託銀行	新生銀行	東日本銀行	東京スター銀行	八千代銀行	朝日信用金庫	さわやか信用金庫
	東京シティ信用金庫	芝信用金庫	東京東信用金庫	亀有信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫	西武信用金庫	東京信用金庫
	城北信用金庫	瀧野川信用金庫	巣鴨信用金庫	青梅信用金庫	多摩信用金庫	昭和信用金庫	商工組合中央金庫	
	横浜銀行	神奈川銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫
神奈川県	中栄信用金庫	神奈川県医師信用組合	神奈川県歯科医師信用組合					
新潟県	第四銀行	北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	新潟縣信用組合	
富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	にいかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫	富山県医師信用組合
石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	北陸信用金庫	鶴来信用金庫	興能信用金庫	石川県医師信用組合	
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	敦賀信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合		
山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	都留信用組合				
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	長野県信用組合							
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	岐阜商工信用組合
	岐阜県医師信用組合							
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫	静清信用金庫	浜松信用金庫	沼津信用金庫
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田信用金庫	磐田信用金庫	焼津信用金庫	掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫
	静岡県医師信用組合							
愛知県	愛知銀行	名古屋銀行	中京銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫
	知多信用金庫	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	中日信用金庫	東春信用金庫
	愛知県医療信用組合	愛知県医師信用組合	尾西信用金庫					
三重県	三重銀行	百五銀行	第三銀行	津信用金庫	北伊勢上野信用金庫	三重信用金庫	桑名信用金庫	
滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合			
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫				
大阪府	近畿大阪銀行	池田泉州銀行	関西アーバン銀行	大正銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	永和信用金庫
	北おおさか信用金庫	大阪府医師信用組合						
	但馬銀行	みなと銀行	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	尼崎信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫
兵庫県	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫県信用組合	淡陽信用組合	
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫				
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合					
鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	米子信用金庫	倉吉信用金庫				
島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫				
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	吉備信用金庫	
広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島県信用組合		
山口県	山口銀行	西京銀行	西中国信用金庫					
徳島県	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫					
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫				
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	東予信用金庫				
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫	高知信用金庫				
福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡中央銀行	福岡ひびき信用金庫	大川信用金庫	遠賀信用金庫
	福岡県医師信用組合							
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	佐賀県医師信用組合			
長崎県	十八銀行	親和銀行	長崎銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合			
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	熊本県医師信用組合		
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合			
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	高鍋信用金庫					
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島県医師信用組合		
合計	344 機関							

16 団体信用生命保険特約制度

●「団体信用生命保険特約制度」のご案内

団体信用生命保険特約制度とは独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から融資を受けた方が、その債務を全額返済しないうちに、死亡又は所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、「試験センター」という。）が、借入金の残額を機構に弁済するものです。

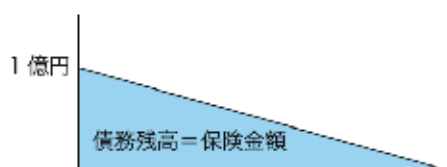
この保険制度はあくまでも任意加入ですが、お客さまにとってメリットも多く、お客さまに対するサービスのひとつとしてご案内しているものです。

返済リスクの低減にお役に立つものと思いますので、ぜひご加入をお勧めいたします。

【融資期間に合わせた負担で、大きな安心】

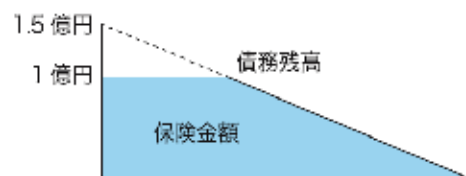
- ご融資額、ご融資期間だけを対象とする保険ですので、特約料は無駄がありません。つまり返済が進めば特約料も少なくなっていくきます。
- 機構の福祉・医療貸付において個人融資又は医療法人、NPO 法人、社会福祉法人（※）の連帯保証人として融資を受けられた方だけが加入できる掛け捨ての団体保険です。
- 最高保障額は 1 人あたり通算で 1 億円までです。

（例）〈借入額が 1 億円以内の場合〉



☆債務残高と保険金額が等しくなります

〈借入額が 1 億円を超える場合〉



☆当初 1 億円まで保障し、それ以降債務残高が 1 億円以下になれば債務残高と保険金額が等しくなります。債務残高の減少に応じて保険金額が少なくなります。

【ご加入の手続きは簡単】

- 申込書類（3 種類）をお渡しいたしますので、申込書類（3 種類）の必要事項を必ずご本人が自筆でご記入・押印のうえ、返信用封筒で試験センターへご送付ください。

（ただし、保険金額が通算で 5,000 万円以上の方には別途所定の「健康診断書」を提出いただいております。）

- 機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は医療法人等の連帯保証人のうち、次の要件を満たしている方がご利用できます。

- ① 借入額または未償還元金が 500 万円以上であること
- ② 保障開始日現在、満 20 歳以上満 66 歳未満であること
- ③ 生命保険会社の加入の承諾があること
- ④ 以下の連帯保証人の加入資格を満たしていること（※）
 - ・ 賦払債務者である法人が信用保証協会法第 20 条（中小企業信用保険法第 2 条）に定める中小企業者に該当する常時使用する従業員（非常勤職員を除く）の数が 300 人以下の医療法人又は 100 人以下の NPO 法人若しくは社会福祉法人であること
 - ・ 賦払債務者である法人の業務執行について代表権を有する者（定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る）であること（2 人以上いる場合にはそのうち 1 人のみとする）

< Q & A >

Q1. 団体信用生命保険特約制度と一般の生命保険とどこが違うのですか？

A1. 一般の生命保険は、ご家族の生活安定や老後のためのものですが、この団体信用生命保険特約制度は、ご遺族の方に債務を残さないためのものです。

Q2. 病気があると加入できないのですか？

A2. 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。「団体信用生命保険申込書兼告知書」のご記入内容により加入の可否を決定することになりますので、ありのまま正確にご記入ください。なお、告知内容によっては、医師の診断書を提出していただくことになります。

詳細については、【団体信用生命保険特約制度】のご案内をご確認下さい。

お問い合わせ先

（保険契約者）

顧客業務部 顧客業務課

TEL : 03-3438-9939

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 福祉第一部 福祉第一課

TEL : 03-3486-7511

1
医療貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
直接貸付・
代理貸付の
範囲区分

4
融資の流れ

5
融資限度額の
計算方法

6
共通の
融資条件

7
病院の
融資条件

8
介護老人
保健施設の
融資条件

9
介護医療院の
融資条件

10
診療所（一般・歯科・
共同利用施設）の
融資条件

11
その他施設の
融資条件

12
融資条件の
優遇措置

13
協調融資制度

14
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

15
受託金融機関
一覧

16
団体信用生命
保険特約制度

融資の相談窓口

● 直接貸付

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、施設の開設地などによって次のとおりとなります。

●施設の開設地が東日本のお客さま

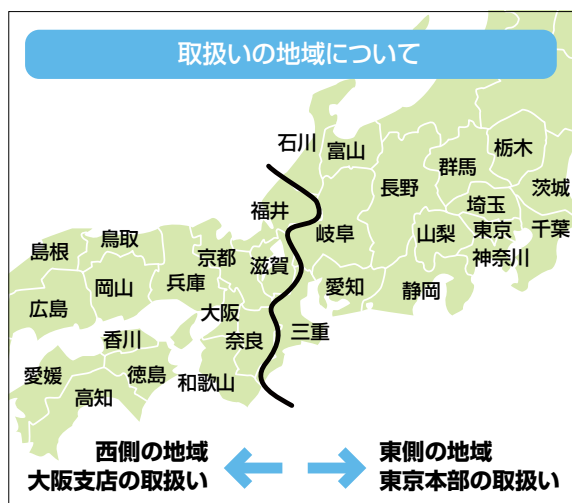
(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)

本部 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

●施設の開設地が西日本のお客さま

(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)

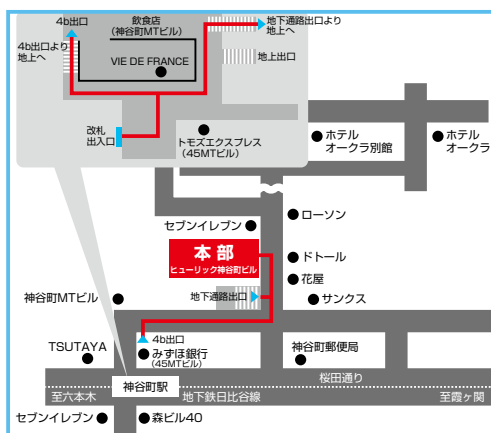
大阪支店 医療審査課 融資相談係



※代理貸付については5頁を参照してください。

※福祉関連施設に対する融資については、別途「平成30年度 福祉貸付事業 融資のご案内」をご用意しております。

本部案内図



本 部

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13

(ヒューリック神谷町ビル9階)

◎福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL (03) 3438-9940

FAX (03) 3438-0659

地下鉄：日比谷線神谷町駅（虎ノ門方面4番出口）より徒歩3分

J R：新橋駅又は浜松町駅よりタクシー約10分

大阪支店案内図



大阪支店

〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14

(イトゥビル3階)

◎医療審査課 融資相談係

TEL (06) 6252-0219

FAX (06) 6252-0240

地下鉄：御堂筋線・中央線本町駅下車徒歩3分

(イトゥビル連絡口方面9番出口)

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス
<http://www.wam.go.jp/hp>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用